

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県議会議長 川 口 正 志

#### 奈良県議会規程第四号

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十月奈良県議会規程第一号

）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

所得等報告書

奈良県議会議長 殿

奈良県議会議員

㊦

	所得の種類	所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。